

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-②)

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制				
施策の概要	「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」に掲げられた対策・施策の着実な実施を図る。また、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進する。				
達成すべき目標	○2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減(原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点での目標)を達成する。 ○国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比26.0%削減(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にする。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	37,891	65,904	99,332	93,408
	補正予算(b)	10,150	1,780	0	
	繰越し等(c)	▲ 13,607	▲ 3,660	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	34,434	64,024	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	29,850	67,017	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> <li>・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)</li> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月)</li> <li>・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)</li> </ul>				

測定指標	基準値	実績値					目標値		達成
		25年度(17年度)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	
エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算百万トン)	1,235(1,219)	1,139	1,188	1,221	1,235	-	1,208(注)	927	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算百万トン)	134.4(149.9)	134.4	132.5	133.5	134.4	-	110.0	123.5
代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算百万トン)	38.6(27.7)	31.2	33.5	36.1	38.6	-	46.0(注)	28.9	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-
	(注)測定指標における「目標値」について ・「エネルギー起源二酸化炭素の排出量」:我が国が現在想定されている経済成長を遂げつつ、エネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成することができると試算される目安。なお、2020年度における原子力発電所の稼働状況が現時点で見通しが立てられず、2020年度における電力の排出係数を設定できないため、直近の実績である2012年度の排出原単位を用いて試算。 ・「代替フロン等4ガスの排出量」:平成25年に成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」による追加的な対策を実施しなかった場合の排出量であり、当該法律の施策の具体化が行われた後、本施策を盛り込んだ目標数値の見直しを行う。なお、削減効果は、追加的な対策を実施なかった場合に比べ9.7~15.6百万トン-CO2と見込まれている。								

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きい <エネルギー起源CO2排出量> ○平成25年度のエネルギー起源CO2排出量は前年度比1.1%増となったが、火力発電における石炭の消費量の増加等が主な要因である。一方で、平成25年度の最終エネルギー消費量[PJ]は前年度比1.0%減(※)、再生可能エネルギーによる発電電力量[kWh]は前年度比4.2%増(※)であり、省エネルギーや再生可能エネルギー導入の取組が浸透しつつあると考える。 ※出典:総合エネルギー統計(資源エネルギー庁) (判断根拠) <非エネルギー起源CO2、メタン及び一酸化二窒素の排出量> ○平成25年度の前エネルギー起源CO2、メタン及び一酸化二窒素の排出量は前年度比0.7%増であったが、微増であり、平成17年度比では10.3%減となっている。 <代替フロン等4ガスの排出量> ○平成25年度の代替フロン等4ガスの排出量は前年度比6.9%増となったが、エアコン等の冷媒からのHFCs排出量の増加が主な要因であった。これについては、平成27年4月全面施行の改正フロン類法に基づく各種施策により、HFCs排出量の増加を抑制する方針である。
	施策の分析	○約束草案を達成するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画を早急に策定し、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進することが必要である。また、併せて事業者や国民が地球温暖化対策に積極的に取組む国民運動の推進が必要である。 ○エネルギー起源CO2排出量の増加の主な要因となった火力発電における石炭の消費量の増加については、「燃料調達コスト引き下げ関係閣僚会合(4大臣会合)」(平成25年4月26日)で承認された「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)に基づき、電力業界に対し、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む枠組みの構築を促しているが、未だその枠組みが構築されていない。環境省においては、業界任せにせず、この枠組みが確実に構築され機能するための対応・政策を検討している。 ○2020年度の温室効果ガス削減目標(2005年度比3.8%減)の内訳は、森林吸収量について2005年度比で2.8%以上の吸収量の確保を目指すとともに、エネルギー効率をさらに20%改善する省エネ努力の実施、再生可能エネルギーの導入拡大、フロン対策の強化、二国間クレジット制度などを総合的に進めるものであり、先般の約束草案(2030年度の削減目標)と併せ、確実な目標達成を目指す
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○2020年度の温室効果ガス削減目標及び先般の約束草案(2030年度の削減目標)を確実に達成するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画を早急に策定する。 ○再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組の推進を図り、自立分散型の低炭素社会を構築する。 【目標及び測定指標】 ○2020年度及び2030年度の温室効果ガス削減目標の内訳を踏まえると、温室効果ガスの排出抑制等の対策(緩和策)については、森林吸収源対策、二国間クレジット制度の活用を含めた総合的に評価することが必要である。一方、地球温暖化対策としては、緩和策とともに気候変動の影響への適応策が重要である。 ○2020年度の温室効果ガス削減目標は、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定する。 ○こうした観点から、今後策定する地球温暖化対策計画や政府全体の適応計画、COP21の合意内容等を踏まえ、例えば、「目標1-1」~「目標1-4」の統合・再編、新たな目標として「適応策」の追加など、地球温暖化対策の推進に関する「目標」、さらには「測定指標」の見直しを検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会・産業構造審議会の合同専門家会合において、我が国の約束草案について検討した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期
-------	---	--------------------	----------